

令和2年4月6日

会 員 様

福岡市立石丸小学校  
PTA会長 三浦 貴行  
校 長 大坂 孝幸

## 令和2年度PTA総会における議事内容について

春暖の候、会員の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素はPTA活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

つきましては、令和2年度PTA総会における、議事の一部（規約改正案）について事前のご説明を申し上げます。現時点における生活環境下、上記会の開催及び出席のお願いを行い難い状況を踏まえ、書面にての第一報となります。

ご確認のほど、お願い申し上げます。

記

### 福岡市立石丸小学校保護者教師会規約

#### 第 9 条 役 員

(改正前) この会に次の役員をおく。会長1名・副会長2～3名・書記3名（内1名は教職員）・会計3名（内1名は教職員）とする。必要に応じて、監事若干名をおくことができる。

(改正後) この会に次の役員をおく。会長1名・副会長2～3名・書記3名（内1名は教職員）・会計3名（内1名は教職員）とする。必要に応じて、監事若干名をおくことができる。また、数年に渡り役員活動を満了された方は、以後における委員選出を免除できるものとする。

(提案理由) 追記内容をご提案させていただきます。役員に属するはつきりとした利点のような事柄などが目に見えて無いと、選考活動が困難極まりないとの状況を、運営委員会にてご報告がありました。役員会及び役員を多数の保護者方々に経験して頂きたく、役員選考委員会さんからの切実なご要望をもとに、ご提案申し上げます。

## 第16条 委員会

(改正前) この会には、次の委員会（休止を含む）をおく。

1. 専門委員会
  - 学級代表委員会
  - 成人・保健給食委員会
  - 広報委員会
  - 役員選考委員会
  - 地域委員会

(改正後) この会には、次の委員会（休止を含む）をおく。

1. 専門委員会
  - 学年委員会
  - 成人・保健給食委員会
  - 広報委員会
  - 役員選考委員会
  - 地域委員会

(提案理由) 委員会名称変更をご提案させていただきます。西区内小学校の他校情報を参考、名称統一も加味し、ご提案申し上げます。

※この委員会名称変更のご承認を得られましたら、下記記載の規約名称も併せて変更となります。

### 福岡市立石丸小学校保護者教師会規約付則

#### 第1条 各委員会の任務

→「1. 専門委員会」内での対象名称

#### 第2条 委員及び正・副委員長の選出

→「2. 専門委員会の正・副委員長の選出」内での対象名称

以上